

令和7年度 第1回まちづくり審議会 議事要旨

日時：令和7年5月19日(月)10:00～12:00

場所：兵庫県庁第3号館6階第2委員会室

出席者（敬称略）

- | | |
|---------|----------------------------|
| ○恩地 紀代子 | 神戸学院大学法学部教授 |
| 柏木 登起 | 一般社団法人シミズシーズ総合研究所代表理事 |
| 角野 幸博 | 関西学院大学名誉教授 |
| ○北川 博巳 | 近畿大学総合社会学部准教授 |
| 工藤 和美 | 明石工業高等専門学校建築学科教授 |
| 兒山 真也 | 兵庫県立大学国際商経学部教授 |
| 澤木 昌典 | 大阪大学名誉教授 |
| 新保 奈穂美 | 東京大学空間情報科学研究センター准教授 |
| 龍見 奈津子 | 一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ代表理事（公募委員） |
| ○平栗 靖浩 | 近畿大学建築学部教授 |
| 三宅 真理子 | こくさいひろば芦屋代表（公募委員） |
| 吉岡 牧 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会関西支部副支部長 |
| 柳 尚吾 | 関西学院大学建築学部准教授 |
| 北浜 みどり | 兵庫県議会議員 |
| 中山 哲郎 | 稲美町長 |
| 平田 富士男 | 兵庫県立大学名誉教授（花緑検討小委員会 委員長） |

※ ○印はオンライン出席

1 議事の概要

(1) 会議の成立確認

過半数（17名中15名）の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

- ・副会長の互選を行い、澤木委員、新保委員を副会長として選出した。
なお、澤木委員を第1順位、新保委員を第2順位とした。
- ・福祉のまちづくり基本方針の改定等について諮問及び説明し、その後意見交換を行った。
- ・福祉のまちづくり検討小委員会を設置することを原案どおり決定した。
- ・専門委員3名を任命し、小委員会に属させること及び2名の委員を同小委員会に属させることを原案どおり決定した。
- ・北川委員を同小委員会の委員長に指名した。
- ・花緑検討小委員会で取りまとめた県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書（案）について報告し、その後意見交換を行った。

2 議事に対する主な意見交換

議事1 副会長の選任

- ・副会長の選任に関して各委員からの意見なし。
- ・会長より、その職務を代理する順位を、澤木副会長を第1順位、新保副会長を

第2順位に指定。

議事2 福祉のまちづくり基本方針の見直しについて（諮問）

【委員】

ホームドア設置数について、乗降客数10万人以上/日である全8駅への設置を目標としているが、事故数は、利用者数とはあまり相関がなく、通過列車数との相関が強い。利用者の多い駅では、転落等があっても周りに利用者がいるので大きな事故にはつながりにくい。

危険性の高い駅から整備を進めるためには、これまでの事故実績や事故発生リスクを考慮した目標設定が望ましいと考える。国の目標に倣っているのだと思うが、あまり好ましい目標ではないように思う。

【事務局】

国の目標に倣って設定したのはご認識のとおり。県としては事故につながなくても線路への転落だけでも危険であると認識しており、乗降客数の大きな駅から優先して整備を進めてきた。ご指摘の内容を踏まえ、今後は事故リスク等の観点からも検討したい。

【委員】

障害者の社会進出が拡大しているとの話があったが、どのような障害をお持ちの方がどのくらいの割合で増減したかによって、まちづくりの視点が変わってくると思う。

また、最近整備された法律（読書バリアフリー法など）を紹介いただいたが、ソフト対応を重視するような法律となっている。一方、ハード面の目標は充実しているが、特定の障害をお持ちの方の視点からは、もう少しがんばらないと、という状況がある。障害種別ごとの対応の差についての現状をどのように考えているか。

【事務局】

現状では障害種別ごとの増減は把握していない。小委員会では、推進施策や指標等について障害種別ごとの増減を踏まえつつ、検討を進めたい。

【委員】

高齢者が増えることによって認知症患者も増えていくが、そういった方にも街なかに出ていってもらいたい。これらの方は家族もいるでしょうから、電車に出ていくようなケースもある。

障害のある若い方も社会参加できる環境づくりをしていただきたいと思う。例えば、視覚障害の方が何に困っているのか、ということを知った上で議論をスタートしていくべきだと思う。また、先日、盲導犬に関するイベントが行われた。今回の諮問の範疇ではないのかもしれないが、そういった場にもっと子供たち、学生が来るようなソフト面の啓蒙活動も必要ではないか。

また、私が最近取り組んでいるのが、発達障害、精神障害、知的障害を持つ子どもが災害時に避難所でじっとしておくことができないという現状への対応。災害時にまで目を向けた対応が必要と考えるが、どのように考えているか。

【事務局】

災害時においては、障害者だけではなく、誰にとっても情報の確保が非常に重要となる。現行の福祉のまちづくり基本方針では、災害情報を入手するための設備の設置や情報の多言語化等に配慮する旨を記載している。

【委員】

要望だが、先ほど国の目標に倣って県の目標を設定したという説明があったが、兵庫県は国の目標以上に頑張っているというスタンスで進めていただければと思う。

【委員】

この前、テレビで福崎町の高校での「手話ダンス」というものが紹介されていた。4人グループのうち1名が聴覚障害者、他の3名が健聴者であるが、手話でコミュニケーションを取りながらダンスをするというもの。

活動を通して聴覚障害のあるメンバーは、「障害があるから特別支援学校にしか行けないと思っていたが、普通校に通えるのだという自信につながった」といっており、ソフト面の重要さを感じた。

健常者と障害者が「してあげる」「してもらう」の関係ではなく、共に成長できる、楽しめる社会を感じた。

【委員】

国よりも良い取組を行っているのであれば、それを見せることが重要。例えば、ノンステップバスの導入目標は、市内の路線バスを想定していると思われ、全国的にもそういう指標となっている。兵庫県は、市町域を超えるような高速バス路線の利用機会が多いと考えると、高速バスのバリアフリー化を促進するという目標も考えられる。

公益的施設について、県の条例では、全ての学校がバリアフリー整備基準への適合義務の対象になっており、公立の小中学校のみを対象としたバリアフリー法よりも充実した制度となっている。よって「学校のバリアフリー化率」という指標があれば、県の取組がアピールしやすい。また、災害時の対応に学校が関わることも多いことから、学校のバリアフリー化目標には意義がある。

今回、身体障害以外に LGBT 等にも触れているが、精神障害者等の対応としてカーンダウンルーム、クールダウンルームが必要という声があり、大阪・関西万博では既に設置されている。国の基準にはないが、兵庫県が整備を推進したり、目標を設定するということも考えられるのではないかな。

【委員】

県では、これまでも国の基準にこだわらず、独自に配慮の行き届いた基準を作ってきた。今後もこの方針は続けていくものとする。

【事務局】

いただいたご意見を踏まえ、小委員会で検討していく。

【委員】

現状の計画を見ていると、訪日外国人に関する記述はあるものの、定住外国人に対する記述がない。1万人／年くらいのペースで定住外国人が増えており、対応を考える必要がある。

日本人の人口が自然減していく中で、相対的に外国人の割合が増えることになり、多文化共生をどう図っていくのか、福祉の対応をどこまでやるのか、を考えていけないといけない。例えば、比較的短期間のみ滞在する外国人が医療保険証を使う問題がある一方、日本で長期間在留し、働いている外国人が福祉サービスを上手く受けることができていないという問題もある。

【事務局】

重要な視点であると認識しているが、福祉サービスについては、障害福祉計画等において検討される内容であると考えている。福祉のまちづくり基本方針においては、例えば、住宅確保要配慮者への情報提供等の観点から記載しており、内容については、小委員会で検討していきたい。

【委員】

相互の計画の理念をきちんと理解した上で、まちづくり分野として何をすべきか、何ができるかをしっかり議論いただきたい。

【委員】

令和2年度の改定以降、アプリ等のIT技術がかなり進んでいる。そういうものを事業所等に周知することで心の壁が取り払われるということもあると思う。ハード整備がある程度進んだからこそ、心のバリアフリーがむしろ重要になってきており、ソフト対応の目標設定をどうするのが課題である。小委員会の中で検討していきたい。

また、福祉タクシーの導入台数について、2000台増を目標にしているが、これは物理的に台数が足りないという現状認識に基づくのか。床が低い車両等が普及しつつあるので、むしろソフト対応の方が重要ではないか。

【事務局】

福祉タクシーの導入台数に関する目標は、国の目標を人口比率で按分して県の目標としたものである。

【委員】

ニーズがあつての目標であるのかは検証していく必要があると思う。

議事 3 福祉のまちづくり検討小委員会の設置及び委員等の指名について

- ・小委員会の設置及び同委員会に属させる委員（案）について、特に意見はなく、原案どおり決定された。
- ・会長の指名により北川委員を委員長に指名した。

議事 4 県民まちなみ緑化事業（第 4 期）評価・検証報告書（案）について

〔花緑検討小委員会報告〕

【委員】

自治会や子ども会、老人会などが、補助金によって地域の公園に植栽したりする取組が実際に行われているが、子ども会が縮小したり、老人会もなくなってしまったりして、維持管理が難しくなっている。地域や住民、民間事業者が連携し、維持していくためには、支援が必要ではないか。

【事務局】

維持管理が大変であることは認識しているが、県民まちなみ緑化事業で日常的な維持管理に補助することは難しい。

人口が減少したり、自治会の加入率が下がったりしている状況を踏まえ、次期事業では、住民団体だけではなく、民間企業の参加も促進したいと考えている。

維持管理に困っている団体に対しては、緑のパトロール隊がアドバイスをするなど、しっかりフォローをしていきたい。

【委員】

事業効果の効果・検証において、例えば、緑化によるメンタルヘルスの向上や、水害の発生リスク低減による災害避難者の減少、健康増進効果として社会参加の機会の増加などの観点もあるのではないかと。県民の立場からは、自身への直接的効果があると伝わりやすいのではないかと。こうした観点を盛り込むのが難しかったということであれば、その理由を教えてください。

大規模小売店舗等立地部会の審議案件では、質の良くない壁面緑化が頻繁に出てきていた。また、グラスパーキングは朽ちやすいという話もよく聞く。施工後の管理状況を追跡して見ていくという視点も大事ではないかと。海の近くなど塩気が強い場所など、壁面緑化やグラスパーキングの仕様によっては適さないところもあると議論されている。

【事務局】

事業効果の評価の仕方について、いくつかの観点を提案いただいた。小委員会の中でも、波及的な効果の部分に関しては、県民への説明責任という意味で、もう少し分かりやすい定量的な数値で説明できないかといったご意見をいただいたが、事務局で持ち合わせているデータでは効果を定量的に提示することが困難であるため、今回は定性的な表現とさせていただいた。次期事業の評価検証では、もう少し分かりやすい項目や表現で提示できればと考えている。

大規模小売店舗等立地部会でご覧いただいている壁面緑化に関しては、昨年4月1日付けで県の環境条例の緑化基準を改正し、緑地面積として算入できる緑地は壁面に直接基盤を造成するものに限ることとした。壁面緑化の質に関しては一定の改善が図られていると思っている。県民まちなみ緑化事業で整備される緑地では、専門知識を持った緑のパトロール隊が緑化計画や現地の状況を確認し、適切な緑化計画となるようアドバイスをしているが、大規模小売店舗に整備される緑地の計画は事業者任せられているところがある。整備後の維持管理や追跡調査については、今後の課題であると認識している。

【委員】

過去の審議会でも、実際に緑が根付いているのかといったことを後でチェックすることが必要という指摘を頂いていたと思う。

【委員】

事業効果の分類について、「生物多様性の確保」が波及的な効果として整理されているが、これは本質的な公益的な効果だと考える。第4期に関しては仕方ないかもしれないが、指摘させていただく。

県民まちなみ緑化事業は更地に緑を植えるイメージだと思うが、外来植物が非常に増えているという問題がある。外来植物対応の視点が入っていないのはどうか。「次期事業展開の方向性」でいうと、質の高い都市緑化というところに関係し、その方法としては、市町と住民との連携や維持管理にも関連する。

【事務局】

「生物多様性の確保」の効果の分類に関しては、次期事業の評価検証の際に検討させていただく。

なお、県民まちなみ緑化事業は、基本的には緑を増やすという事業であり、現況が緑地である場合は補助対象にならないが、特定外来生物等の生物多様性に悪影響を及ぼす植物からの植替えは補助対象としている。また、「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」に載っているものは補助対象外としており、外来植物対策に一定の配慮はしている。

【委員】

生物多様性の評価は貨幣価値に置き換えるのが難しいため、今回は波及的な効果の中に入れていますが、委員ご指摘のとおり、公益的な効果に入れて検討していくべき項目と思っている。

技術面では、単に緑を増やすだけでなく、生物多様性や郷土種に配慮しつつ、生態系に影響を与えないような適切な樹種を選定することが重要で、そのためには緑のパトロール隊の助言や研修会を通じて普及を図ることが大事である。

この事業が公共事業と違うのは「呼び水」になっているという点である。税金を使って植樹がされるが、その後の維持管理は住民等に委ねられるため、結果として後の負担は生じる。ただし、事業の趣旨からすると、維持管理も全て税金で補助しますというのはよくない。緑の維持管理のために地域の人々が集まって、水やりをしたり、除草をしたり、その後おしゃべりをしたりすることによって、コミュニティができ、心身が健康になっていく。そういった効果を考えると、維持管理をしていただくのは必要である。

ただ、昨今の夏の暑さを考えた場合、厳しい面もある。税金を使う以上、一定の効果を確保しつつ、地域の人々に過剰な負担をかけないような配慮も必要。その辺りのバランスのとり方については、事務局で検討いただきたい。

【委員】

都市部の緑が目標に届いていないと説明があったが、具体的な原因は特定できているのか。

【事務局】

現行のひょうご花緑創造プランの中で、市街化区域における緑地割合について30%維持という目標を掲げているが、実績は28.8%であった。長期的なトレンドでいうと市街化区域の緑地割合は減少傾向で、市街化区域では、環境条例による義務緑化や県民まちなみ緑化事業で増える緑もあるが、農地を含めて既存の緑も多いため、建築や開発行為の際に緑がなくなり、プラスマイナスすると減る緑の方が多い。一方で人口集中地区においては、既存の緑が少ないため、環境条例の義務緑化や県民まちなみ緑化事業で増える緑の方が少し上回っている。目標の25%には少し届かなかったものの、少しずつ増えている状況である。

【委員】

良い事業だと思うが、初期費用しか出ないというのは、今後の人口減少を見据えると課題がある。維持管理に対して補助することは難しいということもよく分かるが、見直す際にどういう支援ができるか、しっかり検討いただきたい。維持管理に対して支援し、緑地を保全していくということは大事だと思う。

【委員】

旧来の自治会の活力が低下する中で、支援の対象を広げることは賛成ではあるが、一方で、非地縁型コミュニティによる取組への支援拡充は、一部の有志だけで公共空間を緑化したものの、合意形成ができておらず揉めてしまったり、それを維持できないということに繋がっていったりするリスクもある。住民団体の要件の見直しをするのはいいが、地域の理解や担い手の拡大にもつながるよう、団体が周囲とし

っかりコミュニケーションをとっているか等を申請プロセスの中で確認するなど検討いただきたい。

【委員】

木を植えたり、花壇を作ったりするだけではなくて、降った雨水をどのように有効活用するか、そこまで計画して緑地整備されている場所もある。

自動散水装置やロボット芝刈り機の導入支援とされているが、雨水の貯水タンクも対象に入れていただけないか。雨水を再利用して散水することで、水道料金の負担が軽くなり、緑が維持できたという例を見たことがあるので、提案したい。

【委員】

県民まちなみ緑化事業については、市町も「こんな県事業がありますよ」と紹介できるので、助かっている。ただ、事業を活用して公共空間に緑地を整備し、しばらく経って維持管理が困難になった後、市町に相談されることがよくある。緑地整備された時の状況がよく分からなくなっているケースもある。その辺りも含めて維持管理の方向性を検討いただきたい。

【委員】

防災性向上の効果に関して、避難経路確保とあるが、実際には芝生は歩きにくい。特に芝生化された駐車場の場合、芝生を保護するブロックを使用するが、ブロックの隙間が大きく、子どもが引っかかってケガをしたり、ベビーカーが通りにくかったりする。そのため、身障者用の駐車場はアスファルト舗装にする。芝生化された駐車場では、一般利用者がやはり歩きにくいいため、歩行経路を作ったりすることもあるが、できるところとできていないところがある。移動円滑化を図るため、こうすると歩きやすくなりますよといった情報を提供してはどうか。

【委員】

第4期の評価・検証の報告書（案）に関して、様々なご提案やご意見を頂いた。本日のご意見等を踏まえて、報告書（案）を微修正等されるようなことがあれば、事務局で対応いただき、次回の検討小委員会で議論いただいてはどうかと思うがいかがか。

【委員】

いただいたご意見については、小委員会としても同じ認識であり、重要な視点であると考えている。

本日のご意見等については、次期事業の具体的な制度の中にどう反映させていくかというものになる。県の財政当局等との調整も必要になると思われるため、今後、事務局において改めて検討いただきたい。